

宮古島市うへのドイツ文化村
指定管理者募集要項

宮古島市観光商工局
観光課

目 次

1	募集の目的	1
2	募集の概要	1
	(1) 管理対象施設	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 指定管理者の募集及び指定管理候補者の選定方法	1
	(4) 協定の締結	1
3	事務内容に関する事項（施設の管理運営の条件等）	1
	(1) 対象施設の概要	1
	(2) 指定管理者が行う管理運営の基準	2
	(3) 指定管理者が行う業務の範囲	3
	(4) 指定管理者が業務を行うにあたっての留意事項	4
	(5) 管理運営に関する経費等	4
4	指定管理者の募集及び選定に関する事項	4
	(1) 応募資格	4
	(2) 提出書類	5
	(3) 募集手続等	5
5	その他	8
	(1) 事務引継	8
	(2) 事業実施状況の報告等	8
	(3) 指定管理者の責任履行等	9
	(4) 事業の継続が困難となった場合の措置等	9
	(5) リスク分担についての方針	10
	(6) 様式及び添付資料	11
	(7) 問合せ先	11
○	添付資料	12
	①宮古島市うえのドイツ文化村指定管理者指定申請書	12
	②質問票	13
○	参考資料〈関係法例等〉	14

宮古島市うえのドイツ文化村指定管理者募集要項

宮古島市うえのドイツ文化村（以下「ドイツ文化村」という。）の管理を効果的、効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び宮古島市うえのドイツ文化村条例（平成17年宮古島市条例第166号）及び宮古島市うえのドイツ文化村条例施行規則（平成17年宮古島市規則第140号）に基づき、指定管理者を募集します。

1 募集の目的

宮古島市は、多様化する市民のニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成24年4月1日から「宮古島市うえのドイツ文化村」の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 募集の概要

- (1) 管理対象施設
うえのドイツ文化村
- (2) 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで（3年間）
- (3) 指定管理者の募集及び指定管理候補者の選定方法
 - ・募集は募集要項に基づき一般公募提案方式により行なう。
 - ・指定管理候補者の選定は「宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会」において総合的な評価に基づいて行う。
- (4) 協定の締結
 - ・指定管理候補者の選定後、当該候補者と細目について協議を行い、宮古島市議会の議決後に、協定を締結する。

3 事務内容に関する事項（施設の管理運営の条件等）

- (1) 対象施設の概要
 - ① 施設の名称
うえのドイツ文化村
 - ② 施設の所在地
沖縄県宮古島市上野字宮国775番地-1
 - ③ 施設の設置目的
次代を担う国際性豊かな青少年の育成と市民の健全な保健・休養の場を提供するとともに県内外の人々との交流の促進を図り、市の活性化に寄与するため宮古島市うえのドイツ村を設置する。

④ 施設の内容

1. 宿泊研修施設	博愛パレス館
2. 展示・研修施設	キンダーハウス 博愛記念館
3. 店舗施設	特産品販売施設等
4. 特産品加工販売施設	産業振興センター
5. 自然観察体験施設	自然観察体験船
6. リフレッシュパーク施設	リフレッシュパーク
7. その他付帯施設	博愛ゲート事務所、遊歩道、広場、案内所

(2) 指定管理者が行う管理運営の基準

指定管理者が管理運営を行うに当たり、次の事項を遵守すること。なお、詳細については、宮古島市うえのドイツ文化村条例（平成17年宮古島市条例第166号）及び宮古島市うえのドイツ文化村条例施行規則（平成17年宮古島市規則第140号）及び、別紙「宮古島市うえのドイツ文化村管理運営仕様書」に基づいて管理運営すること。

- ① 地元各関係団体等との連携のもと、創意工夫ある企画や効率的な運営等により利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービス提供に努めること。
- ② 関連法令及び条例・規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。また、公の施設としての市民の平等な利用の確保を図るべきことを念頭に置き、公平な運営を行うこと。
- ③ 適切なサービスの提供を行うこと。また、利用者等の意見・要望等を管理運営に反映させるとともに、利用者等からの苦情等には迅速かつ適切に対応し、利用者の満足感を高めていくこと。
- ④ 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- ⑤ 事業計画等に基づき、適正かつ効率的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- ⑥ 指定管理者には、宮古島市個人情報保護条例が適用されるため、個人情報の保護を徹底すること。
- ⑦ 文書の管理・保存
指定管理者が施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等については、宮古島市文書事務取扱規程等に準じて、適正な管理・保存を行うこと。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、詳細については、宮古島市うへのドイツ文化村条例（平成17年宮古島市条例第166号）及び宮古島市うへのドイツ文化村条例施行規則（平成17年宮古島市規則第140号）及び別紙の「宮古島市うへのドイツ文化村管理運営仕様書」に基づくこと。

① 施設の利用に関する業務

- ア. 施設の利用申込の受付、利用の許可に関すること。
- イ. 利用料金の設定に関すること。
- ウ. 利用料金の徴収、還付に関すること。
- エ. 利用料金の減免の受付、決定に関すること。
- オ. 施設の案内（利用方法や注意事項についての説明）に関すること。
- カ. 施設の目的に沿った利用の促進に関すること。

② 施設に係る情報の提供に関すること。

- ア. 施設に係る情報の提供に資するイベントの実施等に関すること。
- イ. 施設内の展示物と販売物の展示に関すること。
- ウ. 各種メディアを活用した広報等の実施に関すること。

③ 施設の維持管理及び修繕に関する業務

- ア. 施設等の維持管理に関すること。
- イ. 施設等及び物品の保守点検、修繕に関すること。
- ウ. 施設内の清掃、ごみ等の収集・処理等環境の整備に関すること。
- エ. 植栽管理（除草、草刈、樹木・緑地の管理）に関すること。
- オ. 施設内の巡回、警備、防災に関すること。

④ 施設全体の管理運営業務

- ア. 施設の総務・経理事務に関すること。
- イ. 事業計画書、事業報告書等の作成に関すること。
- ウ. 施設の利用状況等の報告に関すること。
- エ. 職員の労務管理（職員研修、防災訓練等）に関すること。

⑤ その他施設の利用促進に資すると思われる業務

- ア. 利用者の利便性の向上のための飲食の提供、物品の販売に関すること。
- イ. その他施設の設置目的に沿う指定管理者が自主的に実施する事業
- ウ. 現在実施している、地域活性化イベントに関すること。

(4) 指定管理者が業務を行うにあたっての留意事項

- ① 指定管理者は、管理運営に係る業務の全部を一括して第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし業務の一部について、あらかじめ宮古島市が認めた場合この限りではない。
- ② 指定期間内であっても、宮古島市うえのドイツ文化村条例（平成17年宮古島市条例第166号）及び宮古島市うえのドイツ文化村条例施行規則（平成17年宮古島市規則第140号）及び「宮古島市うえのドイツ文化村管理運営仕様書」に基づいて管理運営を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことができる。
- ③ 利用者から徴収された利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ④ 利用料金の額は、条例の定める額の範囲内において、宮古島市長の承認を得て指定管理者が定めることができる。

(5) 管理運営に関する経費等

- ① 宮古島市が支払う管理運営に要する経費としての指定管理委託料は、年間25,500千円と定める。
- ② 管理口座・区分整理
指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、他の口座とは別の口座で管理すること。

(6) 協定の締結

宮古島市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき基本協定を締結する。さらに、年度ごとに取り決めを行うべき事項については、別途年度協定を締結するものとする。

4 指定管理者の募集及び選定に関する事項

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体（以下「団体等」という。）であること。ただし、次の各号に該当する団体等は応募することができません。
 - ア. 団体等の役員に破産者及び禁固以上の刑に処されている者がいる団体等。
 - イ. 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による更正手続又は再生手続の申立てがなされて、更正手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていない団体等。
 - ウ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、宮古島市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等。
 - エ. 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた

ことがある団体等。

オ. 地方自治法第92条の2又は第180条の5第6項の規定する役員等がある団体等。

カ. 国税、県税及び宮古島市税等を滞納している団体等並びに団体等の代表者。

キ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等。

② 宮古島市に主たる事務所等活動の拠点をおき、かつ団体の主たる構成員が宮古島市民であることを原則とする。

③ ドイツ文化村の設置趣旨を十分理解し、管理運営にあたっての知識等を有する団体等であること。

(2) 提出書類

宮古島市うへのドイツ文化村条例施行規則第4条第1項の規定による指定申請書(様式第1号)を次の書類を添えて提出すること。(選考過程において選考が難航した場合、指定するテーマでのレポートを提出させる場合がある)。

①団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人の場合)

②団体の代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿(法人以外の団体の場合)

③事業計画書

④収支に係る収支計画書

⑤当該団体の経営状況を説明する書類

⑥その他市長が必要と認める書類

(国税、県税及び宮古島市税等を未納していないことを証明する書類)

(3) 募集手続等

① 募集要項等の配布(原則郵送による配布無し)

ア 配布期間

平成24年2月1日(水)～平成24年2月21日(火)まで

イ 配布時間

午前9時00分～午後5時15分まで(土日祝祭日及び平日の午後0時から午後1時までを除く)

ウ 配布場所

沖縄県宮古島市平良字西里187番地

宮古島市役所平良第2庁舎観光商工局観光課

② 募集要項等に関する現地説明会

募集要項等に関する現地説明会は実施しない。ただし、希望者があれば調整の上現地を案内する。

③ 申請書類の提出期間及び提出先等

ア 提出期間及び受付時間

平成24年 2月 1日 (水) ~平成24年 2月21日 (火)

午後5時15分までに提出

なお、受付は午前9時00分~午後5時15分まで(土日祝祭日及び平日の午後0時から午後1時までを除く)

イ 提出先

沖縄県宮古島市平良字西里187番地

宮古島市役所平良第2庁舎観光商工局観光課

ウ 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合も平成24年 2月21日(火)午後5時15分までに必着)

エ 申請に当たっての注意事項

1. 複数の申請の禁止
1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合には失格とする。
2. 申請書提出期限までに所定の書類の提出がなかった場合
申請はなかったものとして取り扱う。
3. 不当な要求の禁止
申請者及び申請者の代理人並びに関係者が申請に対する不当な要求を行った場合は失格となる場合がある。
4. 共同事業体の構成団体の変更
共同事業体で申請する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めない。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行に支障がないと宮古島市が判断した場合には、変更を可能とすることもある。
5. 応募の辞退
申請書類を提出した後に、応募を辞退する場合は、任意の文書により応募辞退届けを提出すること。
6. 提案内容の変更の禁止
軽微のものを除き、提出された書類の変更は認めない。
7. 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効
申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。
8. 申請書類の返却
申請書類は理由の如何に関わらず返却しない。
9. 費用負担
申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とする。
10. 本事業提案で知り得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用を禁ずる。ただし、以下の情報についてはその対象としない。
・公知となっている情報

・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

④ 公募に関する質問等

ア. 受付期間 : 公募期間中

イ. 質問方法 : 質問は、質問票（別紙様式）に記載の上、観光課へ持参又は郵送により行うこと。

ウ. 回答方法 : 質問への回答は、文書により回答します。

⑤ 指定管理者の候補の選定

ア. 選定（審査）の方法

指定管理者選定に当たっては、宮古島市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において事業計画に沿って施設を管理運営する能力、施設の目的に沿ったより効果的な事業の可能性、経費節減に向けての取組等を総合的に評価し選定する。

イ. 選定基準と配点

指定管理者候補の選定における審査の方法は総合点数方式とし、選定基準・審査項目・配点は以下のとおりとする。総合点数は最高で35点とし、合計点数が最も高い応募者を候補として選定する。

選定基準	審査項目	配点
1 市民の平等な利用の確保	(1) 市民の平等な利用の確保	【5点】
2 公の施設の効用の発揮と効率的な管理	(1) 利用者に対するサービスの向上	【5点】
	(2) 施設の効果的な活用	【5点】
	(3) 管理経費の縮減	【5点】
3 管理を安定して行う人的能力及び物的能力	(1) 管理運営体制	【5点】
	(2) 経営の健全性・安定性	【5点】
4 個人情報の適正な取扱	(1) 個人情報の適正な取扱	【5点】

⑥ 選定結果の通知

ア. 選定結果については、宮古島市うえのドイツ文化村条例施行規則（平成17年宮古島市規則第140号）に基づき、委員会において指定管理候補者が選定され次第、その結果はすべての候補者に通知する。

イ. 選定結果の通知の後、選定した指定管理の候補者の指定が不可能又は著しく不相当と認められる事態が発生した場合は、宮古島市うえのドイ

ツ文化村条例施行規則（平成17年宮古島市規則第140号）に基づき、再度の選定の後、再度通知する。

⑦ 指定管理者の指定及び協定の締結

ア. 管理者の指定には、宮古島市議会の議決が必要であり、議決の後、正式に指定管理者として指定され、その旨を指定管理予定者に通知する。

イ. 指定管理者に指定された場合に、宮古島市と指定管理者は協議のうえ、基本協定と年度協定を締結する。

ウ. 指定後の留意事項

1 指定の議決を経るまでの間に指定管理をすることが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後であっても、指定しない場合がある。

2 指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しない場合がある。

・ 正当な理由なくして協定に応じない場合。

・ 資金事情の悪化により、業務の履行に支障があると認められるとき。

・ 著しく社会的信用を損なう行為があったこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

5 その他

(1) 事務引継

指定管理者の指定は、宮古島市議会において指定管理者の指定が議決された後、速やかに宮古島市からの事務引継に着手すること。

なお、事務引継に要した経費は、全て指定管理者として指定されたものの負担とする。

(2) 事業実施状況の報告等

① モニタリング

宮古島市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されない場合には、宮古島市は改善措置を講じる等の指導を行う。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取り消しを行う。

② 実績報告書の提出

指定管理者は、施設の利用等に係る状況について、毎年度終了後60日以内に、実績報告書により、関係書類を添付のうえ報告しなければならない。

③ 利用者アンケート等の実施

施設利用者の利便性向上等の観点から、指定管理者は宮古島市と協議し、アンケート等による施設利用者の要望・意見の聴取を実施し、その結果及び業務改善への反映状況について宮古島市へ報告する。

④ 帳簿書類等の提出

帳簿書類やその他の書類については、実績報告書とともに宮古島市へ提出する。また、必要に応じて随時に提出を求める場合にはこれに応じなければならない。

(3) 指定管理者の責任履行等

① 指定管理者は、施設利用者の被災等に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに宮古島市へ報告しなければならない。

② 指定管理者は、事業継続が困難になった場合またはそのおそれが生じた場合は、速やかに宮古島市へ報告しなければならない。

③ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

(4) 事業の継続が困難となった場合の措置等

① 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難又はそのおそれが生じた場合には、宮古島市は指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出を求めることができる。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することが出来なかった場合には、宮古島市は指定管理者の指定を取り消すことができる。

② 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が当該期間内に改善することができなかった場合には、指定管理者の指定を取り消すことができる。

③ ①又は②により、指定管理者の指定が取り消された場合には、指定管理者は、宮古島市に生じた損害を賠償するものとする。

④ 不可抗力その他宮古島市又は指定管理者の責めに帰することができない理由により業務の継続が困難と判断した場合には、宮古島市と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとする。

なお、協議の結果、事業の継続が困難と判断された場合は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- ⑤ 前記に定めるもののほか、管理運営の継続が困難となるような事態が生じた場合、その他条例、規則、仕様書または協定書の解釈について疑義が生じた場合、宮古島市と指定管理者は誠意を持って、その解決に向けて協議する。

(5) リスク分担についての方針

協定締結にあたり、想定される主なリスク分担の方針は以下のとおりとし、これらは帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものである。

項目	負担者		備考
	宮古島市	指定管理者	
管理運営		◎	
施設・設備・備品等の維持管理（修繕等）	○	◎	1件当たり10万円を超える修繕は市と協議
備品の購入	○	◎	1件当たり10万円を超える購入は市と協議
施設の使用許可（付随事務を含む）		◎	
災害時対応	○（指示等）	◎	◎は待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置
災害復旧（工事）	◎		
包括的管理責任	◎		
火災保険の加入	◎		
利用者等に係る賠償責任保険の加入		◎	

（◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある）

※疑義のある場合や、定めのない事項については、宮古島市と指定管理者が協議のうえ定める。

(6) 様式及び添付資料

- ① 宮古島市うへのドイツ文化村条例施行規則（平成17年宮古島市規則第140号）に基づく
- ② ①以外については、官公庁が発行するものを除いて任意とする。

(7) 問い合わせ先

〒906-0012

沖縄県宮古島市平良字西里187番地

宮古島市役所観光商工局観光課

電話：0980-73-2690・2691

FAX：0980-73-2692

担当：松川

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

宮古島市うえのドイツ文化村指定管理者指定申請書

宮古島市長 様

法人・団体名
法人・団体所在地
代表者氏名
電 話

印

宮古島市うえのドイツ文化村条例第7条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

提出書類

- (1) 団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人の場合）
- (2) 団体の代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿（法人以外の団体の場合）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支に係る収支計画書
- (5) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

参 考 資 料

〈 関 係 法 例 等 〉

会社更生法 < 抜粋 >

(保全管理命令)

- 第三十条 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、更生手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。
- 2 裁判所は、前項の処分(以下「保全管理命令」という。)をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。ただし、第六十七条第三項に規定する者は、保全管理人に選任することができない。
 - 3 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。
 - 4 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

民事再生法 < 抜粋 >

(再生手続開始の申立て)

- 第二十一条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。
- 2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

地方自治法施行令 < 抜粋 >

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために違合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

地方自治法 < 抜粋 >

(議員の兼業禁止)

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

地方自治法 < 抜粋 >

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
 - 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
 - 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

地方自治法 < 抜粋 >

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

- 第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。
- 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会
- 4 前三項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たつては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。
- 5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。
- 6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
- 7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。
- 8 第百四十三条第二項から第四項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 < 抜粋 >

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 暴力的不法行為等

別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

2. 暴力団

その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3. 指定暴力団

次条の規定により指定された暴力団をいう。

4. 指定暴力団連合

第4条の規定により指定された暴力団をいう。

5. 指定暴力団等

指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

6. 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

7. 暴力的要求行為

第9条の規定に違反する行為をいう。

8. 準暴力的要求行為

一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。